

「例言」

建設工事紛争審査会（以下「審査会」といいます。）は、昭和31年の建設業法改正によって、建設工事の請負契約に関する裁判外紛争処理（ADR;Alternative Dispute Resolution）機関として設置され、本年で46年目を迎えました。

審査会には、国土交通省に設置された中央審査会と各都道府県に設置された都道府県審査会があり、全国で年間おおむね200～300件程度の申請を受理し、弁護士・建築家等の専門家が審理を行って多くの事件を「あっせん」又は「調停」による和解や、裁判に代わる「仲裁」で解決しています。

本CD-ROMは、これらのうち中央審査会が行った仲裁判断を、次の要領で収録したものです。

1 昭和60年に発刊した仲裁判断集（第1集）（昭和31年度～昭和58年度分を収録）及び平成9年に発刊した仲裁判断集（第2集）（昭和59年度～平成8年度分を収録）に掲載された仲裁判断を収録するとともに、平成9年度～平成12年度分を新たに収録した。

2 審査会制度が発足した昭和31年度から平成12年度までの45年間において、中央審査会が処理した仲裁事件は全体で244件である。このうち109件の事件は和解等の理由により取り下げられた。残りの135件の仲裁事件に対して仲裁判断を行っている。

本CD-ROMでは、仲裁判断のうち昭和59年度以降の和解的仲裁判断（38件）については、仲裁手続の途中で事実上和解が成立しながらも、当事者がなお執行を可能にしておきたい等の理由により、便宜上仲裁判断という形式を踏んだものであって、公示催告手続及び仲裁手続ニ関スル法律第801条第2項の規定により両当事者の合意により理由を付さないことが許されているものであることから、収録分量が多くなること等を勘案し割愛することとした。

したがって残り97件の仲裁事件に対する78件の仲裁判断を掲載している。事件数と仲裁判断数の不一致は、97件のうち他の事件に併合されて審理した事件が19件ある結果である。

処理件数	244件	終了件数..... 135件	仲 裁 判 断 を 行 っ た も の ... 97件 ^{*1} （仲裁判断数としては78件 ^{*2} ） 和 解 的 仲 裁 判 断 38件

*1 昭和58年度以前の和解的仲裁判断を含む。

*2 昭和59年度以降の件数。

3 仲裁判断は、横書きのものについては縦書きに修正しているが、この点を除き、仲裁判断書の原文のとおりとした。ただし、当事者、関係人、証人等の人名、工

事物件の所在地等は匿名とし、あるいは「某地」とすることとした。

審査会の行う仲裁の手続は公開しない(建設業法第25条の20)こととしており、その結果である仲裁判断の公表にあたっては当事者のプライバシーを保護する必要等があると認められるからである。

4 各仲裁判断を掲載するにあたり、読者各位の便宜のために仲裁判断の前に、次の事項を付加して表示することとしている。ただし、これらは仲裁判断書そのものを構成するものではないことに注意する必要がある。

(1) 仲裁判断の理由の要旨

太字(ゴシック体)で枠の中に表示した。

(2) 申請人及び被申請人の請負契約上の位置づけ

申請人及び被申請人が、個人発注者、法人発注者、請負人、元請負人、下請負人のいずれに該当するかを明示した。

(3) 仲裁合意の根拠

民間(旧四会)連合協定工事請負契約約款その他いかなる契約約款の条項によるものか、紛争発生後の合意によるものかを明示した。

(4) 申請年月日

仲裁の申請の年月日である。

(5) 事件の概要

特に長文であるか又は事実関係を把握し難い仲裁判断については、紛争の事実を要約して示した。

5 目次の仲裁判断の番号は、仲裁判断の行われた年月日の順に付している。

最後に、本書の編集にあたっては、中央審査会の法律を専門とする仲裁委員からご助言とご指導をいただいた。ここに謝意を表する次第である。

平成14年3月

編集者